

「最良執行方針」の一部改正について

下線部分変更

新	旧
<p data-bbox="124 331 783 365">2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p data-bbox="124 376 783 510">当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。</p> <p data-bbox="140 521 376 555">(1) 上場株券等</p> <p data-bbox="124 566 783 846">当社においては、<u>最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととします。</u></p> <p data-bbox="124 857 783 1653">当社ではPTS（私設の金融商品取引所）等を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えておりますが、当社でこのような執行をするためには最良価格を検索するシステムの開発等を行う必要があります。社内でシステム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、システム開発等に伴う委託手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS等への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取次ぐことが最も合理的であると判断されることから、PTS等への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p data-bbox="371 1720 536 1753">付 則</p> <p data-bbox="124 1765 767 1798">この改正は、2023年12月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="821 331 1481 365">2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p data-bbox="821 376 1481 510">当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。</p> <p data-bbox="837 521 1074 555">(1) 上場株券等</p> <p data-bbox="821 566 1481 801">当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、<u>PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</u></p>